1 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止期間（学校保健安全法施行規則 第18、19条）

感染症の種類（第２種）	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻しん	解熱した後３日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで。
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎及び第３種感染症は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。第１種感染症は治癒するまで。	

第１種…エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、及び特定鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症
第３種…コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 出席停止の期間について
（1）保護者の判断で早めに登校することがないよう、主治医に確認する。
（2）「発症」とは、病院を受診した日ではなく、症状（急な発熱、関節痛、倦怠感等の全身症状）が始まった日。
（3）出席停止期間 ：例

① インフルエンザ 発症後２日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発 症	１日目	２日目	３日目	４日目	**5日目**	**登校可能**
		解 熱	１日目	2日目		

② インフルエンザ 発症後４日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発 症	１日目	２日目	３日目	４日目	**5日目**		**登校可能**
				解 熱	１日目	**2日目**	

③ 新型コロナウイルス感染症 発症後４日目に軽快した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発 症	１日目	２日目	３日目	４日目	**5日目**	**登校可能**
				軽 快	**１日目**	

④ 新型コロナウイルス感染症 発症後５日目に軽快した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発 症	１日目	２日目	３日目	４日目	**5日目**		**登校可能**
					軽 快	**１日目**	